

IV 各機関・団体における支援業務

- ※ ・網掛けがしてある支援・制度は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。
 ・(対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等全ての方が対象となります。

1 総合的な対応

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 広島県 | 56 |
| (2) 県内市町 | 58 |
| (3) 広島県警察 | 65 |
| (4) 第六管区海上保安本部 | 70 |
| (5) 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所） | 71 |
| (6) 公益社団法人 広島被害者支援センター | 73 |

(1) 広島県

犯罪被害者等支援に関する施策を推進し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や必要に応じて庁外の関係機関・団体の支援内容・連絡先等の情報提供や橋渡しを行っています。

【相談電話窓口】

名 称	電話番号	受付時間
広島県犯罪被害者等支援電話相談 (公益社団法人広島被害者支援センター)	082-544-1110	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日, 8/13～16, 12/28～1/4 を除く)

二次被害防止・軽減支援金

重大な犯罪被害等に遭われた方又はそのご家族が報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、県が費用の一部を支援します。

【対象要件等】

次の全ての要件を満たす支給対象者

- ① 申請時点で県内に在住している
- ② 報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱した方

【窓 口】

環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744

■ 広島県 環境県民局 県民活動課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2744 FAX 082-227-2549

ホームページ 犯罪被害者等支援サイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/>

(広島県) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

県営住宅に関する支援

犯罪被害者等が県営住宅の入居募集に応募した場合に優先的に入居できる制度があります。

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居	
	<p>犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方</p> <p>① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方</p> <p>② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方</p> <p>【窓口（相談のみ）】 土木建築局住宅課 電話 082-513-4171</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
犯罪被害者等の県営住宅への一時入居	
	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居	
	<p>配偶者からの暴力被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方も含みます。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当する方</p> <p>① 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居	
	<p>配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>

【窓口（相談・申請）】

県営住宅の所在地	窓 口（指定管理者）	電話番号
広島市中区・東区・南区・西区	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	082-261-7907
広島市安佐南区・安佐北区		082-261-7819
安芸郡海田町・熊野町・坂町 （平成ケ浜住宅を除く）		082-889-5544
平成ケ浜住宅〔安芸郡坂町〕	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店	082-846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0829-34-0140
呉市	ビルックス株式会社	0823-74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所	082-424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター	0848-61-2215
尾道市		0848-24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター	084-973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0824-62-6575

私立高等学校等の授業料等の軽減・奨学金

県内私立高等学校等の在校生の保護者が、経済的な理由により学資負担が困難になった場合は、授業料等や入学金が軽減される制度があります。

なお、申込の窓口は各私立高等学校等になります。

※ 高等学校等奨学金については、「(51) 教育委員会」(P124, 125)を参照

【窓 口】

- ・在学している私立高等学校等
- ・環境県民局学事課 電話 082-513-2755

(2) 県内市町

犯罪被害者支援施策を担当する部署において、犯罪被害者等への相談業務や、各種支援に関する情報提供、県民理解増進のための広報・啓発等を行っています。

〈市町犯罪被害者等支援総合対応窓口〉

市町名	名 称	電話番号	受 付 時 間
広島市	市民安全推進課 (支援施策担当課)	〒730-8586 広島市中区国泰 寺町 1-6-34 082-504-2714	
	犯罪被害者等総合相談窓口 (市民局市民安全推進課内)	082-504-2722	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始及び8月6日を 除く)
呉市	人権・男女共同参画課	0823-25-3476	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
竹原市	地域づくり課	0846-22-7736	
三原市	人権推進課	0848-67-6044	
尾道市	人権男女共同参画課	0848-37-2631	
福山市	人権・生涯学習課	084-928-1243	
府中市	総務課	0847-43-7212	
三次市	危機管理課	0824-62-6116	
庄原市	危機管理課	0824-73-1206	
大竹市	自治振興課	0827-59-2145	
東広島市	人権男女共同参画課	082-420-0927	
廿日市市	人権・男女共同推進課	0829-30-9136	
安芸高田市	人権多文化共生推進課	0826-42-5630	
江田島市	人権推進課	0823-43-1635	
府中町	自治振興課人権推進室	082-286-3165	
海田町	社会福祉課	082-823-9207	
熊野町	生活環境課	082-820-5606	
坂町	民生課	082-820-1505	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
安芸太田町	住民課	0826-28-2116	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
北広島町	町民課 人権・生活総合相談センター	050-5812-5020	
大崎上島町	住民課	0846-65-3113	
世羅町	総務課	0847-22-1111	
神石高原町	総務課	0847-89-3330	

各種支援制度 ※窓口の記載がないものは、各市町担当課（P144～の一覧を参照）

①	<p>遺族基礎年金</p> <p>国民年金に加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方等が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>国民年金の被保険者が死亡したとき、又は国民年金の被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した日の属する月の前々月までに死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あることなど。</p> <p>死亡した方に生計を維持されていた18歳になった後の最初の3月31日まで、又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
②	<p>障害基礎年金</p> <p>国民年金加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合等に一定額を支給します。身体的な障害のみならず精神的な障害も対象となります。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>○ 病気やけがの初診日に国民年金の被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が、以下の要件に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、国民年金法施行令で定める1，2級の障害の状態にあるとき。 ・初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること等。 <p>○ 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1，2級の障害の状態にあること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
③	<p>高額療養費</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が、同じ月内に、同じ保険医療機関等で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給されます。</p> <p>ただし、保険で認められない治療費等（食事代、差額ベッド代等）は対象外です。</p>
④	<p>特別障害者手当</p> <p>身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。</p>
⑤	<p>身体障害者手帳の交付</p> <p>身体に障害のある方に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、手帳を交付しています。</p> <p>手帳の取得により、障害者支援施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】</p> <p>視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方</p>

⑥	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】 統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、発達障害、器質精神病（認知症や高次脳機能障害など）及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方が対象です。</p>
⑦	<p>障害福祉サービス</p> <p>障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活サービスに係る給付や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。</p>
⑧	<p>自立支援医療費等支給制度</p> <p>自立支援医療費等支給制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。</p> <p>具体的には、精神通院医療（精神疾患があり、通院による精神医療が継続的に必要な方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり、手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており、障害を除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。</p> <p>福祉サービスとしては、介護給付、訓練等給付等があります。また、市町の実情に応じて実施する地域生活支援事業等があります。</p>
⑨	<p>重度心身障害者医療費助成</p> <p>心身に障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳所持者（1級～3級） ○ 療育手帳所持者（マルA、A、マルB） <p>※ 市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑩	<p>乳幼児医療費助成</p> <p>義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象】 0歳～就学前までの乳幼児</p> <p>※ 市町によって対象年齢や所得制限等が異なります。</p>
⑪	<p>ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>ひとり親家庭の父または母及びその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。以下「対象児童」という。）等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童を現に扶養している配偶者のない者及びこれに準じると認められる者 ○ 配偶者のない者に扶養されている対象児童 ○ 父母のいない対象児童 <p>※ 市町によって所得制限等が異なります。</p>

⑫	<p>精神障害者医療費助成制度</p> <p>精神障害のある方が医療保険による診療（入院に係る医療を除く）を受けた場合、その自己負担額助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】 精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）（ただし、自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者） ※市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑬	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方 ○ 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）
⑭	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な看護師等の資格を取得するため、1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修行を開始する場合には6月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p> <p>【対象要件等】 以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 修業年限1年以上の養成機関で一定課程を修業し、対象資格取得が見込まれるもの ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ・ 過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと <p>【対象資格】 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他</p>
⑮	<p>自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父または母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。</p> <p>【対象要件等】 以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること ・ 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと <p>※ 市町によって所得制限や一部負担金が異なります。</p>
⑯	<p>母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>ひとり親家庭サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。</p> <p>【対象要件等】 ひとり親家庭の父及び母（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）並びに寡婦。</p>

⑰	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。 【対象要件等】 原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外です。
⑱	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（一定の障害がある場合には20歳未満））を監護する母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対して手当を支給します。 ただし、所得制限や年金の受給状況等による支給制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）
⑲	特別児童扶養手当 身体、知的又は精神に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を監護、養育している方に対して、手当を支給します。
⑳	障害児福祉手当 身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。
㉑	就学援助制度 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を就学援助費として支給します（生活保護受給者の場合は、修学旅行費及び学校病医療費のみ支給）。各市町によって、援助内容が異なるため、各市町担当課にご確認ください。 【対象要件等】 市町内に住所を有し、小学校又は中学校等に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方
㉒	幼児教育・保育の無償化 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料が無償化されます。無償化には、対象となる要件や支給上限額がある場合があります。 【対象要件等】 ア 幼稚園、保育所、認定こども園など <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児クラスの子供 ・ 0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子供 ・ 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の満3歳児クラスの子供 イ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 保育の必要性があると認定を受けた子供（満3歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。） ウ 認可外保育施設など 保育の必要性があると認定を受け、保育所などを利用していない子供（0～2歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。）

⑳	<p>一時預かり事業</p> <p>保護者の疾病や事故等の様々な事情により、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、昼間、保育所その他の場所で一時的に預かります。原則として利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事情等により、家庭内において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難になる場合 ・ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等、私的理由により一時的に保育が必要となる場合 ・ その他保育所が認める保護者の私的理由による場合・ 保護者の短時間の労働、就労により断続的に家庭での保育が困難になる場合
㉑	<p>児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により、家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事由に該当する家庭の児童、母子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の保護者の疾病 ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由 ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
㉒	<p>児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童</p>
㉓	<p>無料法律相談</p> <p>日常生活における法律問題について、気軽に相談できるよう、弁護士や司法書士などの法律相談を無料で行っています。</p>
㉔	<p>住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限</p> <p>配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。</p> <p>→P37 参照</p>

(3) 広島県警察

被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再犯防止等の面で犯罪被害者等と最も密接にかかわり、犯罪被害者等を保護する役割を担っています。

被害者支援員制度	
	<p>殺人、傷害、強制性交等の身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故等、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したとき、あらかじめ指定された警察職員（被害者支援員）が、犯罪被害者の病院の受診や実況見分時の付添い、自宅等への送迎、心配事や要望事項の聞き取りなど犯罪被害者等を支援する活動を行っています。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族 ○ ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族 <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者の手引の作成・配布	
	<p>刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について記載したパンフレット「被害者の手引（犯罪の被害にあわれた方へ）」を作成・配布しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者連絡制度	
	<p>刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
警察官による被害者訪問・連絡活動	
	<p>犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づきパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
カウンセリング	
	<p>事件・事故により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する被害者支援カウンセラーを配置して、カウンセリングを実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>

犯罪被害給付制度	
	<p>通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、経済的打撃の緩和を図ります。</p> <p>給付金には、次の3種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給 ・「障害給付金」：障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族 ○ 重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病）を負った犯罪被害者本人 ○ 障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人 <p>※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合や事案の概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>
診断書等の公費支出	
	<p>事件捜査上必要がある場合には、診断書料等医療機関の診断に係る費用の一部を一定の条件のもとで公費により負担しています。</p> <p>【対象要件等】 性犯罪の被害者、負傷程度が概ね全治一か月以上の身体犯の被害者</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）、</p>
再被害防止	
	<p>犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、緊急通報装置等の貸出や防犯指導等を実施しています。</p> <p>【対象要件等】 再被害を受けるおそれが大きく、再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
性犯罪被害者への支援	
	<p>本人の希望に応じた性別の警察官による事情聴取、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、初診料、診断書料等の経費の一部負担、交番における女性被害相談所の設置等を行っています。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>

犯罪被害少年への支援	
	<p>被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言指導やカウンセリングによる支援等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69） 少年サポートセンターひろしま 082-242-5110 午前9時～午後6時（土日祝，年末年始を除く） 少年サポートセンターふくやま 084-925-7011 午前10時～午後6時（土日祝，年末年始を除く）</p>
児童虐待への対応	
	<p>こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携と役割分担の下で、虐待被害児童の早期発見保護に当たったり、専門職員による虐待被害児童の心理に配慮した聞き取り調査や保護者からの相談を受理し助言指導を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
暴力団犯罪の被害者への支援	
	<p>暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用等の必要な支援を行っています。</p> <p>また、暴力団により危害を加えられるおそれがある場合に、緊急通報装置の貸出、一時避難場所の確保等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
交通事故被害者への支援	
	<p>交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部交通部交通指導課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
配偶者からの暴力事案に対する対応	
	<p>被害者が裁判所に保護命令の申し立てをした際、裁判所からの請求により書面を提出したり、被害者への防犯指導等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
ストーカー事案に対する対応	
	<p>つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政措置、ストーカー行為に対する事件対応のほか、被害者が自ら被害を防止するための措置を教示するなどの援助措置等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>

司法解剖に関する経費の公費負担	
	<p>司法解剖が行われた場合、遺体検案書料及び遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を一定の条件の下、一部公費で負担しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代) 又は 各警察署 (P69)</p>
ハウスクリーニング費用の公費負担	
	<p>自宅が殺人事件等の現場になり、清掃業者に自宅の清掃を依頼した場合、掛かった費用について一部補助が出る場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>
カウンセリング費用の公費負担	
	<p>精神科医又は部外の臨床心理士によるカウンセリング費用の一部を一定の条件の下、公費負担できる場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>

各種相談窓口

名 称 等	電 話 番 号
警察安全相談電話 (犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談)	082-228-9110 ※ プッシュ回線は、局番なしの #(シャープ)9110
性犯罪相談電話 (性犯罪被害に関する相談) 全国共通の短縮ダイヤル「ハートさん」	082-222-1989 #8103
鉄道警察隊 ちかん被害相談所 (鉄道でのちかん被害相談)	082-263-0300
暴力団離脱者更生相談電話	082-222-1818
ヤングテレホン広島 (少年についての悩み相談)	082-228-3993
悪質商法相談電話 (悪質商法やヤミ金融に関する相談)	082-221-4194
覚せい剤相談電話 (覚せい剤に関する情報提供及び相談)	082-227-4989
サイバー110番 (サイバー犯罪に関する相談)	082-212-3110

※ 月～金曜日の8:30～17:15

(祝休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は担当者以外が対応する場合があります。)

〈警察署一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島中央警察署	〒730-0011 広島市中区基町 9-48	082-224-0110
広島東警察署	〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-4-22	082-506-0110
広島西警察署	〒733-0833 広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110
広島南警察署	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-34	082-255-0110
安佐南警察署	〒731- 0113 広島市安佐南区西原 9-3-20	082-874-0110
安佐北警察署	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-14-13	082-812-0110
佐伯警察署	〒731-5156 広島市佐伯区倉重 1-26-1	082-922-0110
海田警察署	〒736-0051 安芸郡海田町つくも町 1-45	082-820-0110
廿日市警察署	〒738-0015 廿日市市本町 1-10	0829-31-0110
大竹警察署	〒739-0613 大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110
山県警察署	〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 3760-1	0826-22-0110
呉警察署	〒737-0811 呉市西中央 2-2-4	0823-29-0110
広警察署	〒737-0141 呉市広大新開 1-5-6	0823-75-0110
江田島警察署	〒737-2122 江田島市江田島町中央 4-13-1	0823-42-0110
東広島警察署	〒739-0014 東広島市西条昭和町 4-11	082-422-0110
竹原警察署	〒725-0026 竹原市中央 1-1-13	0846-22-0110
福山東警察署	〒720-8531 福山市三吉町南 2-5-31	084-927-0110
福山西警察署	〒729-0112 福山市神村町 3106-1	084-933-0110
福山北警察署	〒720-2107 福山市神辺町大字新道上字 3-14	084-962-0110
尾道警察署	〒722-0014 尾道市新浜 1-7-34	0848-22-0110
三原警察署	〒723-0052 三原市皆実 3-2-6	0848-67-0110
府中警察署	〒726-0002 府中市鵜飼町 542-3	0847-46-0110
三次警察署	〒728-0012 三次市十日市中 2-6-6	0824-64-0110
庄原警察署	〒727-0012 庄原市中本町 1-3-8	0824-72-0110
安芸高田警察署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1204-2	0826-47-0110
世羅警察署	〒722-1121 世羅郡世羅町大字西上原 427-1	0847-22-0110

■ 広島県警察本部 警務部 警察安全相談課 被害者支援室

〒730-8507 広島市中区基町 9-42 電話 082-228-0110 (代)

広島県警察ホームページ (犯罪被害相談)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>

(4) 第六管区海上保安本部

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

※対象要件は

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

被害者連絡制度	
	事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。
犯罪被害者等支援制度	
	各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明等を行います。
解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度	
	司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費で負担しています。 【対象要件】 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族
その他の支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の安全確保 犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動等の状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者等に当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。 ○ 女性被害者への配慮 性犯罪等に係る女性被害者の捜査過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っています。

〈第六管区海上保安本部 犯罪被害者等支援窓口〉

海上保安部署等	住 所	電 話
第六管区海上保安本部 総務課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111(代) 内線 2121
広島海上保安部管理課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-253-3112
呉海上保安部管理課	〒737-0029 呉市宝町 9-25	0823-21-0123
尾道海上保安部管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13	0848-22-2108
福山海上保安署	〒721-0962 福山市東手城町 2-18-3	084-943-5950

■ 第六管区海上保安本部

〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17

電話 082-251-5111 (代) FAX 082-251-5224

ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

※ リーフレット「犯罪被害者等への支援について」(海上保安庁)を作成しています。

ホームページはこちらをご覧ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihighai/shien.html>

(5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

- 刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供
- 犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内
- 事案により犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

を行っています。

法テラス・サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は、無料です。

【窓 口】

電話 0120-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

※ 祝休日と年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業日

※ IP 電話からは、03-6745-5601

※ 金銭の貸し借りや相続等、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求を受け、その意見を聴いた上で、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

【対象要件】

- 被害者参加制度対象事件により被害を受けた被害者やその直系親族等で、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費等の費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

民事法律扶助業務	
	<p>民事裁判等手続に関する援助として対象要件を満たす場合は、無料で法律相談を行い、必要に応じて審査を経て、弁護士費用等の立替えを行います。</p> <p>※ 費用は、原則として毎月分割で償還（返済）していただきます（無利息）。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収入等が一定額以下であること ○ 勝訴の見込みがないとはいえないこと （法律相談については、この要件は不要です） ○ 民事法律扶助の趣旨に適すること <p>【窓 口】</p> <p>電話 0570-078352（ナビダイヤル） 0503383-5483（I P 電話）</p> <p>面接（相談）日時 火・木曜日 13:30～16:50</p> <p>※ 事前予約が必要 相談日の前の週の月曜日（休日の場合は翌平日）より先着順で予約受付</p> <p>※ 火曜日・木曜日が祝休日の場合、相談はありません</p>
日弁連委託援助業務	
	<p>告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応等、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。</p> <p>※ 申込みは、法テラスと契約締結した弁護士を通じて行う必要があります。 また、要した費用について、負担をしていただく場合があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族 ○ 収入等の要件に該当すること ○ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること
DV等被害者法律相談援助業務	
	<p>特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる方に、被害防止に関して必要な法律相談を実施する業務を行います。</p> <p>※ 資産基準を超える場合、相談料 5,500 円の負担あり。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定侵害行為を現に受けている疑いがあること ○ 特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談であること ○ DV等被害者法律相談援助業務の趣旨に反しないこと

■ 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所）

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1階

電話 0570-078352（ナビダイヤル） 0503383-5485（I P 電話）

ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/>

（法テラス）<https://www.houterasu.or.jp/>

□ コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル） 0120-079714 「なくことないよ」

(6) 公益社団法人 広島被害者支援センター

(民間被害者支援団体, 全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

犯罪被害者等に対して様々な支援を行っており、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性等についての広報啓発活動も行っています。

また、平成19年12月に、広島県公安委員会から、犯罪被害者支援を適正かつ確実に行うことのできる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

電話相談・面接相談	
	<p>相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談対応を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の支援機関の情報提供・紹介を行います。</p> <p>面接相談（予約制）は、まずは電話相談をしていただき、希望される場合は、弁護士や臨床心理士等の専門家が対応します。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話 082-544-1110 受付時間 月～土曜日、9:00～17:00 ※ 祝祭日、8月13日～16日、12月28日～1月4日を除く。 ○ 地区相談室 相談員による面接相談（予約制）を行います。 ※ 申し込み、問い合わせは、公益社団法人広島被害者支援センター（電話 082-544-1110） <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2火曜日 13:00～16:00 場 所 : 福山市役所本庁舎1階市民相談室（福山市東桜町3-5） ・ 南部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2金曜日 13:00～16:00 場 所 : 呉市役所1階人権センター相談室（呉市西中央四丁目1-6）
直接的支援	
	<p>自宅訪問、警察署・病院・検察庁・裁判所への付添いや日常生活の支援等を必要に応じて行っています。</p>
自助（被害者）グループへの支援	
	<p>同じような被害に遭われた方同士の交流場所の提供や活動の支援を行っています。</p>

■ **公益社団法人 広島被害者支援センター**

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5階

電話 082-245-6667 FAX 082-245-6668

ホームページ <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>

2 司法関連

(再掲) (5) 法テラス広島.....	74
(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所	74
(8) 広島家庭裁判所.....	78
(9) 広島地方検察庁.....	80
(10) 検察審査会.....	84
(11) 広島弁護士会.....	85
(12) 広島司法書士会.....	86

(再掲) (5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

P71, 72 参照

(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

犯罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判では、①～⑧のとおり、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

また、民事裁判では、⑨の制度が設けられています。

① 裁判の優先的傍聴	<p>傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>
② 事件記録の閲覧・コピー	<p>原則として、第1回公判期日後、事件の終局までの間、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>

③	<p>意見陳述</p> <p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情や意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
④	<p>刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置</p> <p>事案によっては、被害者等の証人が法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー、民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらったり、証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと（遮へい措置）、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して証言することができます。</p> <p>【申出先】</p> <p>検察官または事件を審理している裁判所</p>
⑤	<p>被害者に関する情報の保護</p> <p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないことができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
⑥	<p>刑事裁判への参加（被害者参加制度）</p> <p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP71参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。なお、公判期日に出席した場合、旅費、日当、宿泊費が請求できます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>参加の希望については、事件を取り扱った検察庁</p> <p>国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

⑦	損害賠償命令制度 刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理の終局までに被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。 ※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。 【対象要件等】 殺人、傷害等の一定の刑事事件について ○ 被害者 ○ 被害者の一般承継人（相続人等） ただし、平成 20 年 12 月 1 日時点で係属していた事件及び同日以降に起訴された事件 【申出先】 事件を審理している地方裁判所
⑧	刑事和解 被告人との間で、事件に関する損害賠償等の民事上の争いについて次弾（若い）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、審理の終局までに示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。 ※ 申立手数料として、収入印紙 2,000 円が必要です。 【対象要件等】 ○ 被害者 ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 【申出先】 事件を審理している裁判所（控訴裁判所を含む） ※ ただし、起訴される前の段階の事件や不起訴処分により心神喪失者等医療観察法上の申立てのあった事件については、上記のような対応はできませんのでご注意ください。
⑨	民事裁判における不安等緩和措置 民事裁判においても、被害者が原告となって加害者に対して損害賠償請求の裁判をする場合などでは、④と同様に証拠調べ手続きにおいて、付添いや遮へい措置をとることのほか、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して陳述することができます。 【申出先】 事件を審理している裁判所
⑩	事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等） 被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。 なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。 ※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。 【対象要件等】 ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 【申出先】 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

〈裁判所一覧（地方裁判所，簡易裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島地方裁判所 広島簡易裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43	082-228-0421
広島地方裁判所呉支部 呉簡易裁判所	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4991
広島地方裁判所尾道支部 尾道簡易裁判所	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5285
広島地方裁判所福山支部 福山簡易裁判所	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2890
広島地方裁判所三次支部 三次簡易裁判所	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5141
東広島簡易裁判所	〒739-0012 東広島市西条朝日町 5-23	082-422-2279
可部簡易裁判所	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-12-24	082-812-2205
大竹簡易裁判所	〒739-0614 大竹市白石 1-7-6	0827-52-2309
竹原簡易裁判所	〒725-0021 竹原市竹原町 3553	0846-22-2059
府中簡易裁判所	〒726-0002 府中市鶴飼町 542-13	0847-45-3268
庄原簡易裁判所	〒727-0013 庄原市西本町 1-19-8	0824-72-0217

■ 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 電話 082-228-0421

ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/index.html>

※ 裁判所一覧は，P. 71 参照 検察庁一覧は，P. 78 参照

(参考) ホームページ (裁判所における犯罪被害者保護施策)

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

※ 裁判所作成のパンフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
を掲載しています。

(8) 広島家庭裁判所

非行少年，つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等について，調査，審判を行います。少年審判手続では，少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・コピー	
	<p>裁判所の許可により，少年事件記録の閲覧，コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として，収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 審判手続が開始された後，少年の処分が確定してから3年以内</p>
意見陳述	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，家庭裁判所に対して，被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が決まるまで</p>
審判結果の通知	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が確定してから3年以内</p>

審判状況の説明	
	<p>少年事件において、裁判所の許可により、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が確定してから3年以内</p>
審判傍聴	
	<p>少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。</p> <p>【対象要件等】 少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死等）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者が亡くなった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、なるべく早めに</p>

〈裁判所一覧（家庭裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6	082-228-0494
広島家庭裁判所呉支部	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4992
広島家庭裁判所尾道支部	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5286
広島家庭裁判所福山支部	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2806
広島家庭裁判所三次支部	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5169

- 広島家庭裁判所
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6 電話 082-228-0494
ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/>
- ※ 裁判所一覧は、上記参照
(参考) ホームページ (裁判所による犯罪被害者保護施策)
<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

(9) 広島地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

犯罪被害者等への支援としては、様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供しています。

被害者支援員による支援	
	<p>犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。</p> <p>【窓 口】 広島地方検察庁被害者ホットライン 本庁：電話/FAX 082-221-2467 ※ 各地方検察庁が設置している被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」または検察庁ホームページでご確認ください。</p>
被害者等通知制度	
	<p>刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所時期などの情報をお知らせします。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ○ 目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。) <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	
	<p>被害者等通知制度とは別に、被害者の方が再び被害に遭わないようにするために必要がある場合に、加害者の釈放予定等を通知します。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
確定記録の閲覧	
	<p>刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。</p> <p>なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。</p> <p>※ 閲覧手数料として、収入印紙150円が必要です。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)</p>

不起訴記録の閲覧	
	<p>不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(P75「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」等を目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
意見陳述(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人(親権者等) ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置(再掲 P75)	
	<p>事案によっては法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー及び民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらうことや、被害者等の証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。</p> <p>【申出先】 検察官または事件を審理している裁判所</p>
刑事裁判への参加(被害者参加制度)(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>なお、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合(要件については、P75 参照)は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。</p> <p>また、被害者参加人として公判期日等に出席した場合には、日本司法支援センター(法テラス)に対し、旅費及び日当等の支払を求めることができます。希望する方は、公判期日等に出席したときに、裁判所に「被害者参加旅費等請求書」を提出してください。</p> <p>【対象要件等】 殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人(親権者等) ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 参加の希望については、事件を取り扱った検察庁 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター(法テラス)へ(法テラス広島：電話 0503383-5485(詳細については、P71, 72 参照))。 旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

被害者に関する情報の保護（再掲 P75）	
	<p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないようにすることができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
被害回復給付金支給制度	
	<p>財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や、犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合などにおいて、その犯罪被害財産を加害者からはく奪した場合は、それを金銭化してその事件により被害を受けた方等に、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。</p> <p>【対象要件等】 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者、被害者の相続人等</p> <p>【申出先】 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁</p>
事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）（再掲 P74）	
	<p>被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁</p>

〈検察庁一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島高等検察庁	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2451
広島地方検察庁・ 広島区検察庁・東広島区検察庁・ 可部区検察庁・大竹区検察庁	〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2453
広島地方検察庁呉支部・ 呉区検察庁・竹原区検察庁	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-22-3151
広島地方検察庁尾道支部・ 尾道区検察庁	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-2	0848-23-3529
広島地方検察庁福山支部・ 福山区検察庁・府中区検察庁	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎	084-923-1331
広島地方検察庁三次支部・ 三次区検察庁・庄原区検察庁	〒728-0021 三次市三次町 1777-3	0824-62-2317

■ 広島地方検察庁

〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 電話 082-221-2453

ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hiroshima/>

(参考) 検察庁ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/>

検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」

https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html

(10) 検察審査会

18歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分（被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったこと）の当否を審査しています。

審査の申立て

犯罪被害者やその遺族、犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分について不服がある場合に、申立てを行うことができます。申立てを受けた検察審査会は、検察庁から取り寄せた事件の記録等を調べ、国民の視点で審査を行います。

審査の結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）や起訴をすべきである（起訴相当）の議決があった場合、検察官は、事件を再検討します。

※ 審査の申立てや相談には費用はかかりません。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

【申出先】

事件を取り扱った検察庁に対応する検察審査会

名 称	住 所	電話番号
広島第一検察審査会 広島第二検察審査会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 (広島地方裁判所庁舎内)	082-228-0439
呉検察審査会	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46 (広島地方裁判所呉支部庁舎内)	0823-21-4991
尾道検察審査会	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4 (広島地方裁判所尾道支部庁舎内)	0848-22-5285
福山検察審査会	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1 (広島地方裁判所福山支部庁舎内)	084-923-2890
三次検察審査会	〒728-0021 三次市三次町 1725-1 (広島地方裁判所三次支部庁舎内)	0824-63-5141

※ 裁判所ホームページ（検察審査会） <https://www.courts.go.jp/links/kensin/>

(11) 広島弁護士会

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

犯罪被害者電話相談	
	<p>性犯罪，人身犯罪（殺人・傷害等）等の犯罪被害者やその家族等のための専門の法律相談電話を設け，被害回復のために採りうる法的手段の説明等を行います。</p> <p>【窓 口】 無料相談電話 080-4268-1141 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆前後を除く） 15:00～18:00</p>
子ども電話相談	
	<p>子どもに関する悩みごとについて弁護士が相談を受け，法律家の立場から助言します。質問内容は法律問題に限らず，子ども自身の悩みごと，子どもに関する親の悩みごとであれば相談できます。</p> <p>【窓 口】 子ども電話相談 090-5262-0874 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆を除く）16:00～19:00</p>
法律相談センター	
	<p>県内5箇所の法律相談センターで，弁護士による法律相談を行います。</p> <p>相談内容は，示談交渉，民事裁判の提起，告訴手続等，捜査機関・司法機関（検察官から犯罪被害者への説明や裁判傍聴の同行等）・マスコミ等への対応，捜査機関及び司法機関からの情報収集等，様々です。</p> <p>相談料は，「30分以内5,000円（税別）」あるいは「40分以内6,000円（税別）」程度です。広島北部巡回法律相談センターは「無料」です。</p> <p>なお，窓口によっては法テラスの制度による民事法律扶助相談（無料）が受けられます。御利用には条件がありますのでお問い合わせください。</p>

【窓 口】

名 称	住 所	予約電話	予約受付時間
紙屋町法律 相談センター	広島市中区基町 6-27 (そごうデパート新館 6階)	082-225-1600	9:30～16:00
法律相談 センター福山	福山市三吉町 1-6-1 (広島弁護士会福山地区会館)	084-973-5900	9:30～15:00 (土・日・祝日を除く)
呉法律相談センター	呉市中央 2-1-29 (広島弁護士会呉地区会館)	0120-969-214	9:30～16:00
ひがし広島法律 相談センター	東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 2階 (東広島市民文化センター研修室 3)	082-421-0021	9:30～16:00
広島北部巡回 法律相談センター	相談は三次・庄原を巡回して行います。 詳しい場所は予約電話の際にご案内します。	0120-969-214	9:30～16:00

※ 相談を受けるには，あらかじめ電話予約が必要です。

■ **広島弁護士会**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館

電話 082-228-0230 FAX 082-228-0418

ホームページ <https://www.hiroben.or.jp/>

(12) 広島司法書士会

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成及び成年後見・未成年後見関係業務を手がけています。

総合相談センター	
	<p>犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。</p> <p>請求内容が140万円以下のものであれば、被害者の代理人として加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。</p> <p>※ 相談センターでの相談については無料</p>

【窓口】

名 称	住 所	電 話	受 付 時 間
総合相談センター	広島市中区上八丁堀 6-69 広島司法書士会館 1階	082-511-7196	月～金 12:00～15:00
福山総合 相談センター	福山市若松町 7-7 尾崎ビル 1階	084-926-4654	月・水・金 13:00～15:00 火・木 17:00～19:00 土 10:00～12:00
北部総合 相談センター	三次市十日市西 6-10-45 みよしまちづくりセンター内	0824-63-2217 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00
江田島総合 相談センター	江田島市能美町鹿川2011-2 江田島市農村環境改善センター 内	082-224-1313 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00

※ いずれも、祝日及び年末年始、お盆は休み

<p>■ 広島司法書士会</p> <p>〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69</p> <p>電話 082-221-5345 FAX 082-223-4382</p> <p>ホームページ https://www.shiho-hiro.jp</p>
--

3 刑事施設・保護観察所等

(13) 矯正管区.....	87
(14) 刑事施設.....	88
(15) 少年鑑別所.....	88
(16) 少年院.....	89
(17) 地方更生保護委員会.....	90
(18) 保護観察所.....	91

(13) 矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として全国8箇所を設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適正な管理運営を図るための指導監督を行っています。

被害者等通知制度	
	少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明などを行っています。 【対象要件等】 ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹
加害者との外部交通に関する相談	
	犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

■ 広島矯正管区

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館

電話 082-223-8161

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-01.html

(14) 刑事施設

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

■ 広島刑務所

〒730-8651 広島市中区吉島町 13-114 電話 082-241-8601

(参考)法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html

(15) 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと、を業務とする法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

■ 広島少年鑑別所

〒730-0823 広島市中区吉島西 3-15-8

電話 082-244-3388 FAX 082-504-4063

(参考)法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-05.html

(16) 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、特性に応じた適切な矯正教育及び健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

【申出先】

少年鑑別所

※ 申出先は少年院ではなく、少年鑑別所になります。

（少年鑑別所（P88 参照））

■ 広島少年院

〒739-0151 東広島市八本松町原 11174-31 電話 082-429-0821

■ 貴船原少女苑

〒739-0151 東広島市八本松町原 6088 電話 082-429-3001

（参考）法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html

(17) 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8箇所を設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度	
	<p>刑務所等からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が仮釈放等審理中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p>
被害者等通知制度	
	<p>刑務所、少年院等に収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 刑務所等に収容され、仮釈放審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ④ ①、②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては、事件を取り扱った検察庁（P83の一覧を参照） ○ イについては、少年鑑別所（P88参照）
お問い合わせ	
	<p>【窓口】</p> <p>中国地方更生保護委員会 被害者専用電話 082-224-0920 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

■ 中国地方更生保護委員会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 4階

電話 082-224-0920 FAX 082-502-0095

ホームページ https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_chugoku_chugoku.html

(18) 保護観察所

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 箇所を設置され、保護観察や精神保健観察等を行う法務省所管の機関です。

保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などを行うとともに、犯罪被害者等の心情等を伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度	
	<p>被害に関する心情，犯罪被害者等の置かれている状況，保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き，これを保護観察中の加害者に伝えます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が保護観察中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p>
被害者等通知制度	
	<p>犯罪被害者等に対し，保護観察中の加害者の処遇状況等に関する事項について，通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 加害者が刑事処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者（親族に準ずる者とは，内縁関係にある方，婚約者の方等です。） ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 加害者が保護処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 ④ ①，②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては，事件を取り扱った検察庁（P83 の一覧を参照） ○ イのうち，少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P88 参照），保護観察処分の場合は保護観察所
相談・支援	
	<p>犯罪被害者等の相談に応じ，悩み等を聴いたり，各種制度の説明やその利用の支援，関係機関の紹介等を行います。</p> <p>【窓 口】</p> <p>広島保護観察所 被害者専用電話 082-221-4489</p> <p>受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

■ 広島保護観察所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 3階

電話 082-221-4495 FAX 082-502-0201

ホームページ http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html


4 人権・外国人対応

(19) 法務局・地方法務局	92
(20) 公益財団法人ひろしま国際センター	94
(21) 外国人在留総合インフォメーションセンター	94

(19) 法務局・地方法務局

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所	
	<p>全国共通ナビダイヤルで人権相談に応じています。 電話はおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。</p> <p>【窓 口】 電話 0570-003-110 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15 ※ PHS，一部の IP 電話等からは御利用できない場合があります。 その場合は，P93 の「法務局・支局一覧（常設人権相談所）」の電話番号におかけください。</p>
特設人権相談所	
	<p>市町役場，公民館等の公共施設，デパート，社会福祉施設等において随時開設し，様々な人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 法務局又はその支局（P93～の一覧を参照）</p>
子どもの人権 110 番	
	<p>全国共通のフリーダイヤルで，子どもからの人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 電話 0120-007-110 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15</p>
女性の人権ホットライン	
	<p>全国共通のナビダイヤルで，女性からの人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 電話 0570-070-810 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15</p>
外国人のための人権相談	
	<p>全国共通のナビダイヤルで，日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。 対応言語：英語，中国語，韓国語，フィリピン語，ポルトガル語，ベトナム語，ネパール語，スペイン語，インドネシア語及びタイ語</p> <p>【窓 口】 電話 0570-090-911 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）	
	<p>法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口（SOS-eメール）を開設し、24時間365日相談を受け付けています。</p> <p>【窓 口】 ○パソコン、携帯電話、スマートフォン共通 https://www.jinken.go.jp/</p> 

〈法務局・支局一覧（常設人権相談所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館 4階	082-228-5792
広島法務局廿日市支局	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-31-2164
広島法務局東広島支局	〒739-0012 東広島市西条朝日町 9-11 東広島法務総合庁舎	082-423-7707
広島法務局呉支局	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-21-9288
広島法務局尾道支局	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎	0848-23-2883
広島法務局福山支局	〒720-8513 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎	084-923-0100
広島法務局三次支局	〒728-0021 三次市三次町 1074	0824-62-5070

■ 広島法務局人権擁護部

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館 4階

電話 082-228-5792 FAX 082-228-8087

ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/category_00009.html

（広島法務局：<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/index.html>）

(20) 公益財団法人 ひろしま国際センター

広島県内の民間企業と行政が共同で設立した公益法人で、広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、新しい地域社会の形成と世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与することを目的として、様々な取組みを行っています。

相談受付

在留資格（ビザ）や社会保険・労働問題、法律・人権問題についての相談を、面談や電話により 10 か国語（英語、韓国語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）で行っています。

【窓口】

外国人相談窓口

受付時間 毎週木曜日・土曜日

10:00～12:00 13:00～16:00（年末年始、祝日は休み）

毎月第4木曜日は 14:00～19:00

第4木曜日を除く 12:00～13:00 も前日までの予約により、相談を受付

電話 0120-783-806

E-mail : hic@hiroshima-ic.or.jp

■ 公益財団法人 ひろしま国際センター交流部

〒730-0037 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ 6階

電話 082-541-3777 FAX 082-243-2001

ホームページ <http://hiroshima-ic.or.jp>

(21) 外国人在留総合インフォメーションセンター

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。お電話による問い合わせについては、日本語だけでなく外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

外国人からの相談に対して、在留期間の更新等の手続きに係る案内等を行っています。

■ 外国人在留総合インフォメーションセンター・広島（広島出入国在留管理局内）

- 訪問による問い合わせ ※ 原則日本語による御案内です。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 1階

受付時間 平日（月～金曜日） 9:00～16:00

- 電話による問い合わせ

電話 0570-013904

※ PHS, IP 電話, 海外からは, 03-5796-7112

受付時間 平日（月～金曜日） 8:30～17:15

5 医療・福祉

(22)	広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島） 広島市精神保健福祉センター.....	95
(23)	広島県高次脳機能センター.....	97
(24)	福祉事務所.....	98
(25)	保健所.....	99
(26)	市町保健センター（市町保健衛生担当課）.....	100
(27)	社会福祉協議会.....	100
(28)	地域包括支援センター.....	103
(29)	医療機関（病院・診療所等）.....	104
(30)	広島県医療安全支援センター.....	104
(31)	広島県臨床心理士会.....	105
(32)	公益社団法人広島県社会福祉士会.....	106
(33)	広島県精神保健福祉士協会.....	107

**（22）広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）
広島市精神保健福祉センター**

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県及び政令指定都市が設置する機関で、精神保健福祉に関する相談指導，社会復帰に向けた支援活動，知識の普及，調査研究等の広範囲な活動を行っています。

相談業務	
	<p>心の健康相談，精神医療に係る相談，社会復帰相談を始め，アルコール，薬物，思春期，認知症等に関する相談等，幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島） <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉相談（面接相談） 電話 082-884-1051 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00 ※ あらかじめ電話予約をした上での面接相談 ・ こころの電話相談 （一般社団法人広島県精神保健福祉協会へ委託） 電話 082-892-9090 受付時間 月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～16:30 ○ 広島市精神保健福祉センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉相談 電話 082-245-7731 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・8月6日を除く）8:30～17:00 ※ 面接相談あり（予約制のため，まず電話で相談して予約）

■ 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

〒731-4311 安芸郡坂町北新地 2-3-77

電話 082-884-1051 FAX 082-885-3447

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>

パレアモア広島

検索



■ 広島市精神保健福祉センター

〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27

電話 082-245-7731 FAX 082-245-9674

ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/66/15556.html>

広島市精神保健福祉センター

検索



(23) 広島県高次脳機能センター

高次脳機能障害者及びその家族に対する医療及び社会復帰支援の充実を図るため、広島県が設置運営し、医療から福祉まで一貫したサービスを提供しています。

また、広島県では、地域での高次脳機能障害に関する相談窓口として広島県高次脳機能センターのほか、8つの医療機関を、広島県高次脳機能地域支援センターに指定しています。

相談支援業務	
	高次脳機能障害に専門的に対応する相談員（相談支援コーディネーター）を配置し、相談対応と社会復帰に向けた支援等を行っています。
	【窓 口】
	○ 広島県高次脳機能センター 電話 082-425-1455
	○ 広島県高次脳機能地域支援センター

名 称	住 所	電話番号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南 1-39-1	082-848-8001 医療支援室
廿日市記念病院	廿日市市陽光台 5-12	0829-20-2300 医療相談室
呉中通病院	呉市中通 1-3-8	0823-22-2510 地域連携室
井野口病院	東広島市西条土与丸 6-1-91	082-422-3711 地域医療連携室
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市 124	0848-76-1111 地域ケア連携室
脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町 3-6-28	084-931-8650 地域医療連携室
福山リハビリテーション病院	福山市明神町 2-15-41	084-916-5500 地域連携部
三次地区医療センター	三次市十日市東 3-16-1	0824-62-6328 地域連携・医療相談室

■ **広島県高次脳機能センター**

〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3

広島県立障害者リハビリテーションセンター内

電話 082-425-1455 FAX 082-425-1375

ホームページ <http://www.rehab-hiroshima.org/kojino/>

(24) 福祉事務所

地方公共団体（都道府県及び市は義務、町は任意）が設置する「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています。

相談・援護	
	生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。
生活保護制度	
	資産や能力、他の法律等による給付を活用し、それでもなお生活に困窮する場合に、不足分について保護（支給）を行います。 【窓 口】 住所を管轄する各福祉事務所※
生活困窮者自立支援制度	
	働くことが難しい、住まいが不安定など、様々な生活に困窮することの相談窓口で、自立に向けた支援を行います。 【窓 口】 P158 の生活困窮者自立支援制度相談窓口一覧を参照

※〈福祉事務所一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島市域の福祉事務所については、P156 を参照		
呉市福祉事務所	〒737-8501 呉市中央 4-1-6	0823-25-3105（生活支援課）
竹原市福祉事務所	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35	0846-22-2276（社会福祉課）
三原市福祉事務所	〒723-8601 三原市港町 3-5-1	0848-67-6059（社会福祉課）
尾道市福祉事務所	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1	0848-38-9126（社会福祉課）
福山市福祉事務所	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1066（生活福祉課）
府中市福祉事務所	〒726-8601 府中市府川町 315	0847-43-7149（福祉課）
三次市福祉事務所	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1	0824-62-6146（社会福祉課）
庄原市福祉事務所	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1	0824-73-1166（社会福祉課）
大竹市福祉事務所	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1	0827-59-2147（福祉課）
東広島市福祉事務所	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	082-420-0932（地域共生推進課）
廿日市市福祉事務所	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1	0829-30-9166（生活福祉課）
安芸高田市福祉事務所	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5615（社会福祉課）
江田島市福祉事務所	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1638（社会福祉課）
府中町福祉事務所	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3159（福祉課）
海田町福祉事務所	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9220（社会福祉課）
熊野町福祉事務所	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5614（社会福祉課）
坂町福祉事務所	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1505（民生課）
安芸太田町福祉事務所	〒731-3622 山県郡安芸太田町下殿河内 236	0826-25-0250（健康福祉課）
北広島町福祉事務所	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851（福祉課）
大崎上島町福祉事務所	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0302（福祉課）
世羅町福祉事務所	〒722-1192 世羅郡世羅町本郷 947	0847-25-0072（福祉課）
神石高原町福祉事務所	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3335（福祉課）

(25) 保健所

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市その他政令で定める市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務	
	<p>身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。</p> <p>相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅を訪問して相談に乗ることもできます。</p> <p>また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。</p> <p>さらに、犯罪被害者の方だけでなく、犯罪被害者を支援する方の相談に応じることもできます。</p> <p>【窓 口】 県内各保健所</p>

〈県設置〉

名 称	住 所	電話番号	所管区域
西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181	大竹市 廿日市市
広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5521	安芸高田市 安芸郡、山県郡
呉支所	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400	江田島市
西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	竹原市, 東広島市, 豊田郡
東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	三原市, 尾道市, 世羅郡
福山支所	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311	府中市 神石郡
北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181	三次市 庄原市

〈市設置〉

名 称	住 所	電話番号	所管区域
呉市保健所	〒737-0041 呉市和庄 1-2-13	0823-25-3532	呉市
福山市保健所	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22	084-928-3421	福山市

※ 広島市では、各区の保健センターで支援を行っています。(P156)

(26) 市町保健センター（市町保健衛生担当課）

市町が設置している機関で、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、保健センターは地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務	
	<p>医師、保健師、看護師、栄養士等の専門職員（市町により配置状況が異なります。）が、健康相談に応じます。</p> <p>【窓 口】 P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照</p>

(27) 社会福祉協議会

県及び各市区町に設置され、住民の皆さんや民生委員・児童委員、福祉・医療・保健等の関係機関、団体と連携のもと、誰もが住み慣れた町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指している民間福祉団体です。

主な活動は、地域でのふれあいサロン活動や支え合い活動を始め、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や市民活動の支援など、様々な場面で地域福祉の増進に取り組んでいます。

ふくし総合相談	
	<p>生活の中での色々な困りごとについて、有資格者や知識経験のある相談員がお応えしています。</p> <p>また、より専門的な知識や経験が必要と思われる相談には、他の関係機関・団体を紹介しています。</p> <p>【窓 口】 各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照） ※ 相談窓口の名称は、各市区町の社会福祉協議会により異なります。</p>
福祉サービスの提供等	
	<p>高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなどの福祉サービスの提供を行っています。</p> <p>支援にかかる費用の一部負担があります。</p> <p>【窓 口】 各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照）</p>
福祉サービスに関する苦情相談	
	<p>福祉サービスの苦情相談を受け付けています。苦情に関しては、公正・中立な立場から助言や解決のあっせん等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県福祉サービス運営適正化委員会 電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00</p>

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	
	<p>認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行っています。</p> <p>支援に係る費用の一部負担があります。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>認知症、知的障害・精神障害等により判断能力に不安がある人で、本事業の契約内容を理解できる人（障害者手帳を持っていない人や認知症の判断を受けていない人も利用できます。）</p> <p>【窓 口】</p> <p>お住まいの各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照）</p> <p>あんしんサポートセンターかけはし（広島県社会福祉協議会）</p> <p>電話 082-254-2300 FAX 082-252-2133</p>
生活福祉資金	
	<p>経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、低所得、障害者※1、又は高齢者世帯※2に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。</p> <p>なお、貸付けには審査があります。</p> <p>※1 身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳を所持している者が属する世帯</p> <p>※2 療養又は介護を要する65歳以上が属する世帯</p> <p>【窓 口】</p> <p>お住まいの各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照）</p> <p>広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話 082-254-3413 FAX 082-252-2133</p>

〈社会福祉協議会一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島県社会福祉協議会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-3411
広島市社会福祉協議会	〒732-0822 広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	082-264-6400
中区事務所	〒730-0051 広島市中区大手町 4-1-1 大手町平和ビル5階中区地域福祉センター内	082-249-3114
東区事務所	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	082-263-8443
南区事務所	〒734-8523 広島市南区皆実町 1-4-46 南区役所別館内	082-251-0525
西区事務所	〒733-8535 広島市西区福島町 2-24-1 西区地域福祉センター内	082-294-0104
安佐南区事務所	〒731-0194 広島市安佐南区中須 1-38-13 安佐南区総合福祉センター内	082-831-5011

	安佐北区事務所	〒731-0221 広島市安佐北区可部 3-19-22 安佐北区総合福祉センター内	082-814-0811
	安芸区事務所	〒736-8555 広島市安芸区船越南 3-2-16 安芸区総合福祉センター内	082-821-2501
	佐伯区事務所	〒731-5135 広島市佐伯区海老園 1-4-5 佐伯区役所別館内	082-921-3113
	呉市社会福祉協議会	〒737-8517 呉市中央 5-12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509
	竹原市社会福祉協議会	〒725-0026 竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131
	三原市社会福祉協議会	〒723-0014 三原市城町 1-2-1 三原市総合保健福祉センター 4階	0848-63-0570
	尾道市社会福祉協議会	〒722-0017 尾道市門田町 22-5 総合福祉センター内	0848-22-8385
	福山市社会福祉協議会	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330
	府中市社会福祉協議会	〒726-0011 府中市広谷町 919-3 保健福祉総合センター リ・フレ内	0847-47-1294
	三次市社会福祉協議会	〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1 福祉保健センター内	0824-63-8975
	庄原市社会福祉協議会	〒727-0013 庄原市西本町 4-5-26 ふれあいセンター内	0824-72-7120
	大竹市社会福祉協議会	〒739-0603 大竹市西栄 2-4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211
	東広島市社会福祉協議会	〒739-0003 東広島市西条町土与丸 1108 総合福祉センター内	082-423-2800
	廿日市市社会福祉協議会	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	0829-20-0294
	安芸高田市社会福祉協議会	〒731-0521 安芸高田市吉田町常友 1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941
	江田島市社会福祉協議会	〒737-2302 江田島市能美町鹿川 2060 能美福祉センター内	0823-40-2501

府中町社会福祉協議会	〒735-0023 安芸郡府中町浜田本町 5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	082-285-7278
海田町社会福祉協議会	〒736-0035 安芸郡海田町日の出町 2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294
熊野町社会福祉協議会	〒731-4214 安芸郡熊野町中溝 1-11-1 熊野町地域福祉会館内	082-855-2855
坂町社会福祉協議会	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611
安芸太田町社会福祉協議会	〒731-3702 山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5 筒賀福祉センター内	0826-32-2226
北広島町社会福祉協議会	〒731-2104 山県郡北広島町大朝 2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680
大崎上島町社会福祉協議会	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 5-9 木江保健福祉センター内	0846-62-1718
世羅町社会福祉協議会	〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 426-3	0847-22-3162
神石高原町社会福祉協議会	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1748 小島交流会館内	0847-85-2330

(28) 地域包括支援センター

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

総合相談支援業務	
	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、必要な支援を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の総合的な相談・支援を行います。</p> <p>【窓 口】 P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照</p>
権利擁護業務	
	<p>困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を行います。</p> <p>【窓 口】 P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照</p>

(29) 医療機関（病院・診療所等）

医療を提供する場として、県内に約 4,500 施設が存在します。

医療の提供等

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。
また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。
広島県においては、医療機能に関する一定の情報について、インターネットにより住民が利用しやすい形で公表する仕組み（医療機能情報提供制度）を設けています。
○ 救急医療NETHIROSHIMA（広島県救急医療情報システム）
ホームページ <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/>

犯罪被害者への対応

警察からの依頼による診察時、犯人の体液・遺残物の採取、外傷の有無の確認等のほか、性感染症の説明や検査、必要に応じて緊急避妊用ピルの処方等を行います。
広島県産婦人科医会では、性犯罪協力医ネットワークを構築し、県警との連携体制の強化、被害者に対する適切な診察方法及び協力医の拡充のための講演会開催（2年に一回）等を通じ、被害者が円滑に診察を受けられるように支援しています。
⇒ P31【性犯罪・性暴力に遭った人への対応】参照

■ 広島県産婦人科医会（広島県医師会内）

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3

電話 082-261-5430 FAX 082-261-5424

ホームページ <http://www.hiroshima.med.or.jp/>

(30) 広島県医療安全支援センター

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を図るため、県が設置運営し、患者・家族等からの相談に応じるとともに、医療の安全に関する助言や情報提供等を行っています。

相談業務

専門の相談員（看護師、保健師）が、患者・家族等からの医療に関する心配ごとや苦情についての相談に対応しています。
なお、医療内容のトラブルについては、まずは当事者間での話し合いが基本になります。診療行為の是非や故意・過失の有無についての判断はできません。
また、病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。
【窓口】
電話 082-513-3058
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）13:00～16:00
※ 面談による相談も受け付けています（広島県庁農林庁舎 4階）。

(31) 広島県臨床心理士会

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、及び4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」資格取得者です。

広島県臨床心理士会は、広島県内在住又は在職の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

相談業務 学校	
	<p>事件・事故・災害等への緊急的な対応として、県や市町の教育委員会や学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーとして児童・生徒、保護者や教員のカウンセリングを行います。</p> <p>【対象】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校等</p>
相談業務 その他	
	<p>事件・事故等への緊急的な対応として、県や市町等関係機関からの要請に応じて臨床心理士を派遣します。</p>

■ **広島県臨床心理士会**

〒732-0052 広島市東区光町一丁目 11-5 チサンマンション 1111

FAXのみ 082-258-3662

※ 本会では、相談機関に関する情報提供のみを行っており、相談者からの直接的な心理相談の受付や臨床心理士のあっせんは行っておりません。

広島県臨床心理士会ウェブサイト <http://hsccp.jp/>

※ 一般社団法人 日本臨床心理士会ホームページ（臨床心理士に出会うには）
ウェブサイト <http://www.jsccp.jp/near/>

(32) 公益社団法人 広島県社会福祉士会

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置付けられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務等を行っています。

- ・ 児童福祉法関係施設（児童相談所，養護施設，知的障害児施設等）
- ・ 身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設，身体障害者療護施設等）
- ・ 生活保護関係施設（救護施設，更生施設等）
- ・ 社会福祉法関係事業所（福祉事務所，社会福祉協議会等）
- ・ 母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・ 医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見制度の相談・受任	
	<p>判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。</p> <p>※ 家庭裁判所の審判によって支援に係る費用の一部を負担していただく場合があります。</p> <p>【窓 口】 権利擁護センター ばあとなあ ひろしま（成年後見制度についての相談） 電話 090-7970-3019 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00</p>

■ 公益社団法人 広島県社会福祉士会

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018

ホームページ <https://www.hacsw.jp/>

(33) 広島県精神保健福祉士協会

「精神保健福祉士（PSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・ 医療機関（精神科病院，精神科クリニック等）
- ・ 生活支援施設
（介護給付，訓練等給付，地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
- ・ 福祉行政の関連機関（地域保健所，都道府県・区市役所，児童相談所等）
- ・ その他（社会福祉協議会，企業内産業保健担当部署，保護観察所，矯正施設等）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故，配偶者からの暴力や虐待，犯罪等の被害者に対する支援を行ってきた実績があります。

特に医療，経済，居住，家庭，職業などの諸課題について一緒に考え，改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際には、自治体や民間の関係機関・団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。

特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア，生活支援等を提供します。

■ 広島県精神保健福祉士協会

〒738-0033 広島県廿日市市串戸4丁目2-16

医療法人社団 友和会 串戸診療クリニック内

電話 0829-30-6014 FAX 0829-30-6028

ホームページ <http://www.hiroshima-psw.com/>

6 就労関連

(34) 労働基準監督署.....	108
(35) ハローワーク（公共職業安定所）.....	109
(36) 総合労働相談コーナー.....	110
(37) 公共職業能力開発施設等.....	111
(38) 広島県労働相談コーナー・ひろしましごと館.....	112
(39) 地域若者サポートステーション.....	114

(34) 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付等の業務を行っています。

労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。
具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島中央 労働基準監督署	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 1階	082-221-2461	広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市(安芸津町、河内町、福富町、豊栄町、黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘を除く)、安芸郡
広島北 労働基準監督署	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28	082-812-2115	広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡
呉 労働基準監督署	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5階	0823-88-2941	呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松が丘
三原 労働基準監督署	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20	0848-63-3939	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
尾道 労働基準監督署	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13	0848-22-4158	尾道市、世羅町
福山 労働基準監督署	〒720-8503 福山市旭町 1-7	084-923-0214	福山市、府中市、神石高原町
三次 労働基準監督署	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9	0824-62-2104	三次市、庄原市、安芸高田市
廿日市 労働基準監督署	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40	0829-32-1155	広島市のうち佐伯区、廿日市市、大竹市

(35) ハローワーク（公共職業安定所）

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援	
	個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	管轄区域
ハローワーク 広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1~4 階	082-223-8609	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区（湯来 町、杉並台を除く）
ハローワーク 広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、 安芸区、府中町、海田町、 熊野町、坂町
ハローワーク 可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3- 36	082-815-8609	広島市のうち安佐北区、 安芸太田町、北広島町
ハローワーク呉	〒737-8609 呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609	呉市、江田島市
ハローワーク 竹原	〒725-0026 竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609	竹原市、大崎上島町
ハローワーク 三原	〒723-0004 三原市館町 1-6-10	0848-64-8609	三原市
ハローワーク 尾道	〒722-0026 尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609	尾道市、世羅町
ハローワーク 福山	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084-923-8609	福山市
ハローワーク 府中	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847-43-8609	府中市、神石高原町
ハローワーク 三次	〒728-0013 三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609	三次市
ハローワーク 庄原	〒727-0012 庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197	庄原市
ハローワーク 大竹	〒739-0614 大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609	大竹市
ハローワーク 広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609	東広島市
ハローワーク 廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609	廿日市市、広島市佐伯区の うち湯来町、杉並台
ハローワーク 安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605	安芸高田市

(36) 総合労働相談コーナー

全国の都道府県労働局，主な労働基準監督署庁舎内に設置され，労働問題に関するあらゆる相談，情報提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務	
	労働条件，募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関する様々な分野についての相談を，専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所，地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

【窓 口】

受付時間 月～金曜日（祝日，年末年始を除く） 9：00～17:00

名 称	住 所	電 話
広島労働局総合労働 相談コーナー	〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 (広島労働局雇用環境・均等室内)	082-221-9296
広島中央総合労働相談コーナー	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 (広島中央労働基準監督署内)	082-221-2410
広島北総合労働相談コーナー	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28 (広島北労働基準監督署内)	082-812-2115
呉総合労働相談コーナー	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 (呉労働基準監督署内)	0823-88-2937
三原総合労働相談コーナー	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20 (三原労働基準監督署内)	0848-63-3939
尾道総合労働相談コーナー	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 (尾道労働基準監督署内)	0848-22-4158
福山総合労働相談コーナー	〒720-8503 福山市旭町 1-7 (福山労働基準監督署内)	084-916-3186
三次総合労働相談コーナー	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9 (三次労働基準監督署内)	0824-62-2104
廿日市総合労働相談コーナー	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 (廿日市労働基準監督署内)	0829-32-1155

(37) 公共職業能力開発施設等

広島県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が、設置・運営している施設で、技術短期大学校、高等技術専門校、障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センター、職業能力開発短期大学校などがあります。

職業訓練	
	求職者に、就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

【窓 口】

名称・ホームページ	住 所	電 話
県立技術短期大学校 https://h-tc.ac.jp/	〒733-0851 広島市西区田方 2-25-1	082-273-2201
県立広島高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/183/	〒733-0851 広島市西区田方 2-25-1	082-273-2292
県立呉高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/184/	〒737-0003 呉市阿賀中央 5-11-17	0823-71-8816
県立福山高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/185/	〒720-0092 福山市山手町 6-30-1	084-951-0260
県立三次高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/186/	〒728-0014 三次市十日市南 6-14-1	0824-62-3439
国立(県営)広島障害者職業能力開発校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-23	082-254-1766
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部 広島職業能力開発促進センター (ポリテクセンター広島) https://www3.jeed.go.jp/hiroshima/poly/	〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65	082-245-0230
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部 中国 職業能力開発大学校附属福山職業能力開発短期大 学校(ポリテクカレッジ福山) https://www3.jeed.go.jp/hiroshima/college/	〒720-0074 福山市北本庄 4-8-48	084-923-6391
東広島地域職業能力開発協会 (東広島地域職業訓練センター) https://www.hvtc.com/	〒739-0152 東広島市八本松町吉川 5782-58	082-429-0810
広島北部地域職業能力開発協会 (三次市職業訓練センター) http://www.nhvtc.ac.jp/	〒728-0023 三次市東酒屋町 306-69	0824-62-8500

(38) 広島県労働相談コーナー・ひろしましごと館

県内2箇所に「広島県労働相談コーナー」を設置し、労働問題全般についての相談業務を行っています。

また、「ひろしましごと館」は、全世代に対する就業支援情報や幅広い雇用関連サービスをワンストップで提供する拠点として、広島県と厚生労働省広島労働局が連携して運営を行っています。

相談業務（広島県労働相談コーナー）

賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般についての相談を電話や面談で受け付けています。

また、法律問題や法的な対応が必要なケースについては、弁護士による特別労働相談を行っています。

【窓 口】

名 称	住 所	電話番号	受付時間
広島県労働相談コーナーひろしま	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁東館 3 階	0120-570-207	月～金曜日 9:00～12:00
広島県労働相談コーナーふくやま	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1 県福山庁舎第 3 庁舎 4 階	0120-570-237	13:00～16:00 (祝日・年末年始除く)

ひろしましごと館

○ ひろしましごと館

若者からシニア世代まで全世代の就業や多様な働き方の支援を行っています。

名 称	電話番号	受付時間
シニア・ミドル 職業紹介コーナー	082-224-0121 082-224-0122	月～金曜日 10:00～16:50 (祝日・年末年始除く)
U・I ターン 職業紹介コーナー	082-224-0121 082-224-0122	月～金曜日 10:00～16:45 第 1・第 3 土曜日 12:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
若年者就業相談コーナー	082-224-0121	月～金曜日 11:15～18:00 第 1・第 3 土曜日 12:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
広島新卒応援ハローワーク	082-224-1120	月～金曜日 9:30～18:00 (祝日・年末年始除く)
ハローワーク広島・広島東 学卒部門	082-225-0380	月～金曜日 9:30～18:00 (祝日・年末年始除く)

○ ひろしましごと館福山サテライト

広島県東部地域において、就業や社会貢献活動の支援を行っています。

(所在地：〒720-0812 福山市霞町 1-10-1 まなびの館ローズコム 3 階)

名 称	電話番号	受 付 時 間
シニア・ミドル職業紹介コーナー	084-921-5799	水・金曜日 10:00～16:40 (祝日・年末年始除く)

■ ひろしましごと館

〒730-0011 広島市中区基町 12-8 宝ビル 7階

電話 082-224-0121・082-224-0122 FAX 082-224-1033

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>



■ 広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」

ワンストップで雇用・労働情報を幅広く提供している，県の情報サイトです。

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>



■ 広島県求人マッチングサイト「ひろしまワークス」

勤務地はすべて広島県内の求人情報サイトです。企業PR動画や就職イベント情報なども掲載。サイトから求人応募も可能です。

【利用料無料】

ホームページ <https://www.hiroshimaworks.jp/>



(39) 地域若者サポートステーション

長い間仕事に就いていなかったり、通学をしていなかったり、また自宅にいてなかなか社会に出られない若者（15～49歳まで）の、職業的自立を支援する公的機関です。

相談業務	
	相談支援やコミュニケーション支援、キャリアコンサルティング、職場見学・体験等を行っています。

【窓 口】

名 称		電話番号	受付時間
広島地域若者サポートステーション (若者交流館)		082-511-2029	月・金曜日 10:00～19:00 火～木曜日 10:00～17:00 土曜日(第5を除く) 13:00～17:00
出張 相談	東広島市市民文化センター	082-511-2029 (広島地域 若者サポート ステーション)	水曜日 13:00～17:00
	ハローワーク呉		火曜日 10:00～17:00
	廿日市市総合健康福祉センター		火曜日 13:00～17:00
ひろしま北部若者サポートステーション		082-516-6557	月～金曜日 9:30～17:00 第1土曜日 10:00～16:00
出張 相談	ハローワーク三次	082-516-6557 (ひろしま北部 若者サポート ステーション)	第2・第4水曜日 13:00～16:00
	ハローワーク可部		第3水曜日 13:00～16:00
	ハローワーク安芸高田		不定期
	安佐南区総合福祉センター		不定期
	安佐北区総合福祉センター		不定期
ふくやま地域若者サポートステーション		084-959-2348	月～金曜日 10:00～17:00 第2土曜日 13:00～17:00
出張 相談	ハローワーク福山	084-959-2348 (ふくやま地域 若者サポート ステーション)	第2・4火曜日 13:00～15:00
	ハローワーク尾道		第2水曜日 13:00～15:00
	ハローワーク三原		第4水曜日 10:00～12:00
	ハローワーク府中		第4木曜日 10:00～12:00

※ 祝・休日、年末年始を除く。

※ 広島地域若者サポートステーション(若者交流館)では、臨床心理士による相談業務も行っていきます。

■ 広島地域若者サポートステーション(若者交流館)

〒730-0011 広島市中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-511-2029 FAX 082-228-6029

ホームページ <https://wakamono-kouryukan.jp/>



■ ひろしま北部若者サポートステーション

〒731-0223 広島市安佐北区可部南5-13-21

電話 082-516-6557 FAX 082-516-6553

ホームページ <https://hiroshimahokubu-sapo.roukyou.gr.jp/>



■ ふくやま地域若者サポートステーション

〒720-0812 福山市霞町1-8-5 霞ビル2階

電話 084-959-2348

7 女性・子供等

(40)	性被害ワンストップセンターひろしま	116
(41)	配偶者暴力相談支援センター	117
(42)	広島県女性総合センター(エソール広島)	118
(43)	婦人相談所(広島県西部こども家庭センター)	119
(44)	婦人保護施設	119
(45)	民間シェルター	119
(46)	児童相談所(広島県こども家庭センター, 広島市児童相談所)	120
(47)	広島県ひとり親家庭サポートセンター	121
(48)	乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	121
(49)	母子生活支援施設	122
(50)	ファミリー・サポート・センター	122
(51)	教育委員会	124
(52)	学校	125
(53)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	125

(40) 性被害ワンストップセンターひろしま

性被害にあわれた方が、プライバシーを守られながら安心して、電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。

【窓 口】

性被害ワンストップセンターひろしま

専用相談 082-298-7878 (24時間365日電話相談に対応)

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっています。

※ 面談相談、付添支援などのその他の支援は、原則、年末年始、盆休み、第1・3・5日曜、祝日を除く毎日の9時から19時まで(被害直後の急性期医療に係る支援は、24時間365日対応)

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

性被害 ひろしま

検索

**【支援内容】**

- ・面談相談、病院、警察、弁護士、心理カウンセリング等への付添支援など被害者等が求める支援
- ・急性期等における医療的支援※(連絡調整、病院付添支援など)

【公費負担制度】

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査、中絶など医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(41) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者（元配偶者並びに事実婚の相手及び元相手を含む。平成26年1月3日から生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手も対象。）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

相談業務	
	配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援、一時保護に関する情報提供・利用の支援、自立支援（就業の促進、住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【窓 口】

名 称	住 所	担当地域	電 話	受付時間
広島県西部 こども家庭 センター (婦人相談所)	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	県内	082-254-0391	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始除く)
			休日夜間 082-254-0399 ※ 担当地域は県 内全域	月～金曜日 17:00～20:00 土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始除く)
広島県東部 こども家庭 センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	県内	084-951-2372	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島県北部 こども家庭 センター	〒728-0013 三次市十日市東4- 6-1	県内	0824-63-5181 (内線 2313)	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島市配偶者 暴力相談支援 センター	非公表	広島市	082-504-2412	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日、8月6日及び年末年始除く)
			休日 DV専用 082-252-5578	土日・祝日及び8月6日(年 末年始を除く) 10:00～17:00 (電話相談のみ)
東広島市配偶者 暴力相談支援セン ター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	東広島市	082-420-0407	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
安芸太田町 親子相談支援 センター	〒731-3622 山県郡安芸太田町 大字下殿河内 236 番地(保健・医療・ 福祉統括センター内)	安芸太田町	0826-25-0930	8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始除 く)

〈参 考〉

配偶者からの暴力被害者支援情報
内閣府ホームページ

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(42) 広島県女性総合センター（エソール広島）

県が目指す男女共同参画社会の実現のため、人材養成や男女共同参画に関する情報提供、男女共同参画推進のための県民や団体の活動の場の提供、相談等多様な活動を行っています（センターの管理運営及び具体的な事業は、公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施）。

相談業務	
日常生活上の悩みごとについて、相談員による電話相談や面接相談等を行っています。	
【窓 口】	
内容・電話（予約電話）	受付時間（面接実施日）
○ 日常生活上の悩みごと 電話 082-247-1120	毎日（水・日・祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ L G B T（性的指向・性自認等） 電話 082-207-3130	毎週土曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ 面接相談 予約受付電話 082-247-1120	毎週金曜日（祝日休み）13:00～16:00

■ **公益財団法人 広島県男女共同参画財団**

〒730-0051 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階

電話 082-242-5262 FAX 082-240-5441

ホームページ <http://www.essor.or.jp/>



(43) 婦人相談所（広島県西部子ども家庭センター）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務，一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また，人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務等

国籍，年齢を問わず，各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ，自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い，関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援，一時保護に関する情報提供・利用の支援，自立支援（就業の促進，住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【対象要件等】

- 配偶者（事実婚を含む）等からの暴力を受けた方
- 人身取引の被害を受けた方
- 売春に関わった方，又は関わりそうな方
- 正常な生活を営む上で困難な問題を有し，保護，援助を必要とする状態にあると認められる方

【窓 口】

婦人相談所（西部子ども家庭センター） 電話 082-254-0391

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00

※ 休日夜間電話相談 電話 082-254-0399

受付時間 月～金曜日 17:00～20:00

土日・祝日 10:00～17:00（年末年始を除く）

(44) 婦人保護施設

社会福祉法人が設置している施設で，配偶者等からの暴力被害者，家庭環境の破綻や生活の困窮等，様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。施設の入所については，婦人相談所長が決定します。

(45) 民間シェルター

配偶者や交際相手等からの暴力を受けた被害者が，加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず，相談への対応，被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。

(46) 児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）

18歳未満の子供のあらゆる問題について相談に応じる機関です。

一義的な子供にかかわる相談を受け付ける市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談についてはこども家庭センター（児童相談所）が対応します。

相談業務	
	<p>児童虐待や育児の悩み等について、保護者や子供からの相談に対応しています。必要な場合は子供を一時保護したり、施設に措置したりします。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所虐待対応ダイヤル 電話 189（いちはやく） 発信された電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。（全国共通の電話番号） ※ 携帯電話から発信した場合は、オペレーターが住所を聴き取り、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。 ※ 一部のIP電話からはつながりません。 ※ 通話料は無料。 ○ 県内の相談窓口（下記参照）

○ 県内の相談窓口

名 称	住 所	電 話	担当地域
広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	082-254-0381	呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，坂町，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町
広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町
広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市
広島市児童相談所	〒732-0052 広島市東区光町 2-15-55 (北棟 3階)	082-263-0694	広島市

(47) 広島県ひとり親家庭サポートセンター

ひとり親家庭の父及び母等に対して、就業相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを行っています。

相談業務

暮らしの問題解決のための生活相談、就職・転職の相談や職業紹介、養育費相談等のきめ細かい相談に対応しています。
--

【窓 口】

電話 082-227-2377

※一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ委託

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

土日祝日・夜間電話相談 電話 082-227-2377

受付時間 土日・祝日 10:00～17:00 火曜日・木曜日 17:00～20:00（年末年始を除く）

■ (一般財団法人) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-6 ありみビル 203

電話 082-227-2370 FAX 082-227-2371

ホームページ

https://www.hiroshimakenboren.jp/

(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待等、様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

児童養護施設

保護者のない子供、虐待されている子供、その他環境上養護を必要とする子供を入所させ養護し、退所後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

児童自立支援施設

不良行為等により、生活指導等を要する子供を入所または通所させ、個々の子供の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。
--

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

【窓 口】

児童相談所（P120 を参照）

(49) 母子生活支援施設

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した方について、相談その他の援助を行うことを目的とした施設です。入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。

また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

【対象要件等】

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

【入所申込み】

居住地の福祉事務所（P98の一覧を参照）

(50) ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。

各種サポート

以下のような事業を実施しています。利用料が必要です。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後に子供を預かる。
- ・ 保育施設まで送迎する。
- ・ 冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際に子供を預かる。
- ・ 買い物等外出の際に子供を預かる。

【対象要件等】

登録をした会員

【登録のための窓口】

ファミリー・サポート・センター（P123の一覧を参照）

※ 全ての市町に設置されているわけではありません。

〈ファミリー・サポート・センター 一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島市ファミリー・サポート・センター	〒730-0052 広島市中区千田町 3-8-6 広島市健康づくりセンター 健康科学館内	082-246-4455
呉市ファミリー・サポート・センター	〒737-0029 呉市宝町 2-50 レクレ4階	0823-25-4122
竹原市ファミリー・サポート・センター	〒725-0026 竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	0846-22-2304
三原市ファミリー・サポート・センター	〒723-0014 三原市城町 1-2-1 ペアシティ三原西館 2階 三原市児童館「ラフラフ内」	0848-67-1123
おのみちファミリー・サポート・センター	〒722-0041 尾道市防地町 26-24 R（アール）キッズ☆ステーション尾道内	0848-37-2415
福山市ファミリー・サポート・センター	〒720-0032 福山市三吉町南 2丁目 11-22 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」内	084-932-7285
府中市ファミリー・サポート事業	〒726-0002 府中市鶴飼町 97-3 府中市子育て支援センター内	0847-47-1188
三次市子育てサポート事業	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市子育て支援部 子育て支援課内	0824-62-6148
庄原市子育てファミリー・サポート事業	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市児童福祉課内	0824-73-0051
東広島市ファミリー・サポート・センター	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1階	082-493-6072
廿日市市ファミリー・サポート・センター	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1 あいプラザ内	0829-20-0294
安芸高田市ファミリー・サポート・センター	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1324-1 安芸高田市社会福祉協議会	0826-47-1311
府中町ファミリー・サポート・センター	〒735-0008 安芸郡府中町鶴江 1-9-20	082-281-0581
海田町ファミリー・サポート・センター	〒736-0052 安芸郡海田町南つくも町 11-16 海田町ひまわりプラザ内	082-824-1225
熊野町ファミリー・サポート・センター	〒731-4227 安芸郡熊野町貴船 9-14 くまの・こども夢プラザ内	082-820-5502
坂町ファミリー・サポート・センター	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-3-19 坂町社会福祉協議会内	082-885-2611
北広島町ファミリー・サポート・センター	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851
世羅町ファミリー・サポート・センター	〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 426-3 世羅町社会福祉協議会内	0847-22-0596

(51) 教育委員会

児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

また、高等学校等への修学を支援するための奨学金の貸付を行っています。

児童生徒の悩みに関する相談業務		
いじめや不登校等児童生徒の悩みに関する相談窓口を開設し、臨床心理士等の専門の相談員が相談に応じています。		
【窓 口】		
名 称	電話番号	受 付 時 間
24時間子供SOSダイヤル (電話相談のみ)	0120-0-78310	24時間
心のふれあい相談室 (県立教育センター)	082-428-7110	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
こころの相談室 (県福山庁舎第1庁舎内)	084-925-3040	火・水曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
いじめダイヤル24 (県立教育センター)	082-420-1313	月～日曜日 24時間 注) ※
豊かな心と身体育成課 (県教育委員会事務局)	082-513-5043	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
※ 直接相談対応は、平日の9:00～17:00(その他の時間帯は留守番電話対応)		
児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談業務		
学校における体罰、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を開設し、相談に応じています。なお、いずれの相談窓口も女性の担当者を配置しています。		
【窓 口】		
○ 各県立学校 電話による相談については、学校の代表電話におかけください。		
○ その他の窓口		
名 称	電話番号	受 付 時 間
体罰、セクハラ、パワハラ相談窓口 (県教育委員会事務局)	082-513-4917	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	082-513-4918	
	082-513-4919	
	082-513-4985	
体罰、セクハラ等相談ダイヤル (県立教育センター)	082-427-3076	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
小・中学生等への就学援助		
経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費等を給付します。 詳細については、在学する小・中学校等又はお住まいの市町教育委員会へお問い合わせください。		
県立高等学校授業料等減免		
経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料等の猶予又は減額、免除します。 詳細については、窓口又は在学する県立高等学校へお問い合わせください。		
【窓 口】 広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-222-3015		

奨学金

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、奨学金の貸付を行っています。

詳細については、在学する高等学校等又は窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-513-4996

■ **広島県教育委員会**

〒730-8514 広島市中区基町 9-42 広島県庁東館

電話 082-228-2111 (代)

ホームページ (ホットライン教育ひろしま)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>

(52) 学校

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒のカウンセリングを通し、児童生徒の心のケアを行います。

(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付を行っています。

災害共済給付

日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

【対象要件等】

独立行政法人日本スポーツ振興センター法により認められる場合に給付されます。在籍する学校等にお問い合わせいただくか、センターホームページをご覧ください。

■ **独立行政法人 日本スポーツ振興センター 学校安全部**

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階

電話 広島給付課 082-511-2956, 082-511-2957

広島業務推進課 082-511-2822 FAX 082-222-2827

ホームページ <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

8 交通事件

(54) 県民相談（交通事故相談）	126
(55) 公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）	127
(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部	127
(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部	129
(58) 一般社団法人 日本損害保険協会	129
(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	130
(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所	130
(61) 公益財団法人 交通遺児等育成基金	131
(62) 公益財団法人 交通遺児育英会	132

（54）県民相談（交通事故相談）

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務				
損害賠償請求，示談の進め方，保険の請求方法等について，面接，電話での相談を受け付けています。問題解決のための助言や，必要に応じて関係機関の紹介を行っています。				
【窓 口】				
名 称	住 所	電 話	日時（祝日，お盆，年末年始は変更 する場合があります。）	
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-8811 (県民相談専用)	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※来所での相談の方は，16 時頃まで にお越しください。	
東部地域県民相談室	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1	084-931-5522	月曜日～金曜日	9:15～16:00（12:00 ～13:00 は休み）
北部地域県民相談室	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-62-5522	月曜日～金曜日	※ 来所での相談の 方は，15 時頃まで にお越しください。

(55) 公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

都道府県公安委員会の指定を受けた法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の問題解決のための助言や必要に応じて関係機関の紹介等を行っています。

【窓 口】

電話 082-941-7700

受付時間 月～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

〒731-5108 広島市佐伯区石内南 3-1-1 広島県運転免許センター 5階

電話 082-941-7700 FAX 082-941-7701

ホームページ <https://www.hiroankyo.or.jp/>

広島県交通安全協会

検索



(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面接相談

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。

示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

【対象要件等】

自賠責保険又は自賠責共済への加入を義務付けられている車両 (自動車損害賠償保障法第2条第1項) による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】

相談所名	住 所	電 話
広 島	広島市中区基町 6-27 広島そごう新館 6階 紙屋町法律相談センター内	082-225-1600
呉	呉市中央 2-1-29 広島弁護士会呉地区会内	0823-24-6755
尾 道	尾道市新浜 1-12-4 弁護士会内	0848-22-4237
福 山	福山市三吉町 1-6-1 法律相談センター福山内	084-973-5900

電話相談

電話による事故相談を行っています。
 ただし、事故状況等を十分に把握できないおそれがありますので、簡単な事故相談に限ります。
 また、時間も10分程度でお願いしています。

【対象要件等】
 自賠責保険に加入することを義務付けられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】
 0120-078325（フリーダイヤル）
 受付時間 平日（祝・休日を除く） 10:00～16:30
 水曜は10:00～19:00と時間を延長して行います。
 （祝日・第5週を除く）
 PHS・IP電話からも相談のお電話を受け付けております。
 電話 03-3581-1770（平日10:00～12:30, 13:00～15:30）

※ 電話をおかけになったタイミングによっては、お住まいの地域の相談所だけでなく、遠方の各相談所に接続されることもございますので、その点御了承ください。

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

〒730-8501 広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページ（日弁連交通事故相談センター） <https://www.n-tacc.or.jp/>

(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。

当事者間において、損害賠償等の問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

【対象要件等】

電話予約の際に案内します。

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

〒730-0032 広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 5 階

電話 082-249-5421 FAX 082-245-7981

ホームページ (交通事故紛争処理センター) <http://www.jcstad.or.jp/>

(58) 一般社団法人 日本損害保険協会

損害保険会社を会員とする事業者団体で、わが国の損害保険業の健全な発展及び信頼性の維持を図ることを目的としています。

そんぽADRセンター「損害保険相談・紛争解決サポートセンター」

全国 10 か所に設置され、損害保険や交通事故に関する相談及び指定紛争解決機関として「苦情処理手続」及び「紛争解決手続」について対応しています。中国 5 県からの照会には、「そんぽADRセンター中国」にて対応しています。

【窓 口】

0570-022-808 (ナビダイヤル・通話料有料)

受付時間 月～金曜日 (祝・休日及び 12 月 30 日～1 月 4 日を除く) 9:15～17:00

■ 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター中国

〒730-0036 広島市中区袋町 3-17 シシンヨービル 12 階

直通電話 082-553-5201 (電話リレーサービス, IP 電話から)

ホームページ (日本損害保険協会) <https://www.sonpo.or.jp/>



(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

紛争処理	
	交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。 ※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。
相談業務	
	自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。 【対象要件等】 自賠責保険、自賠責共済の支払いに関する事項に限ります。

■ **一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構**

- 本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
- 大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階
電話 0120-159-700 (フリーダイヤル月～金 9:00～12:00 13:00～17:00)
ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 広島主管支所

人と車の共存を理念とし、自動車事故を防ぐ、自動車事故から守る及び自動車事故被害者を支える、「介護料支給」、「生活資金貸付」、「療護施設設置・運営」の支援を行っています。

介護料支給		
	自動車事故により脳、脊髄等に重い損傷を負い、常時又は随時の介護を要するなど一定の要件に該当する方に、介護サービス及び介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。 【対象要件等】	
	支給対象者	支給額(月額)
特 I 種	I 種該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310 円～211,530 円
I 種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第 1 級第 1 号又は 2 号	72,990 円～166,950 円
II 種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第 2 級第 1 号又は 2 号	36,500 円～83,480 円
※ 「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。		

生活資金貸付	
	<p>自動車事故により死亡または重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金 155,000 円 ・ 生活資金（月額） 10,000 円または 20,000 円 ・ 入学支度金 44,000 円（小・中学校入学時、希望者のみ貸付）
相談業務	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給資格を有する方を対象に、在宅介護等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通遺児等の家庭の身近な生活全般にわたる問題の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通事故に関する各種相談窓口，NASVA のサービスについてのご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 交通事故被害者ホットライン 0570-000738 IP 電話からは 03-6853-8007 （土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00） ※ 「0570」はナビダイヤルの番号です（固定電話からは通常より低額な 3 分約 9 円の通話料でご利用できます。）

■ 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所

〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1 階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

NASVA

検索



（61）公益財団法人 交通遺児等育成基金

交通遺児が損害賠償金等の一部を拠出して基金に加入し、基金が、その拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※ 加入時の年齢により費用が異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

【対象要件等】

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

■ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

電話 0120-16-3611 又は 03-5212-4511 FAX 03-5212-4512

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>

(62) 公益財団法人 交通遺児育英会

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸付きます。大学生や専修学校生は一部給付制度があります。

【対象要件等】

保護者等が自動車事故や踏切事故等、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時 25 歳までの方)。

【窓 口】

応募資料請求：0120-52-1286 (フリーダイヤル), 03-3556-0773 (奨学課・直通)

■ 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

電話 03-3556-0771 (代) FAX 03-3556-0775

ホームページ <https://www.kotsuiji.com>

9 その他

(63)	公益財団法人 犯罪被害救援基金	133
(64)	公益社団法人 日本財団 まごころ奨学金	134
(65)	公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)	135
(66)	広島県生活センター (広島県環境県民局消費生活課)	136
(67)	社会福祉法人 広島いのちの電話	138
(68)	年金事務所	138
(69)	全国健康保険協会 (協会けんぽ) 広島支部	140
(70)	税務署	141

(63) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与等の救援事業を行っています。

奨学金給与事業	
	<p>通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与します (返済の必要はありません)。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の各要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等 ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等 ・ 幼稚園、保育所、学校に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払が困難であると認められる子・孫・弟妹等 <p>【窓 口】</p> <p>広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代)</p>
支援金支給事業	
	<p>現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給します。</p> <p>【対象者】</p> <p>犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族</p> <p>【窓 口】</p> <p>公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020</p>

■ **公益財団法人 犯罪被害救援基金**
 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内
 電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023
 ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(64) 公益財団法人日本財団 まごころ奨学金

- 公益財団法人 日本財団（以下、「日本財団」という。）は、子ども、障害者、高齢者、災害などの支援を行う日本最大の財団です。
- 日本財団は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用い、犯罪被害者の子弟で学費の支弁が困難な方を対象に奨学金の給付をいたしております。詳しくは下記お問い合わせ先へ御連絡いただくか、ホームページを御確認ください。

奨学金の給付

- 対 象 保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子供で、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方
- 形 式 給付
- 期 間 在学する学校の正規の修学期間
- 選定の基準 犯罪状況について、都道府県警察等に確認を行い、経済状況等を勘案したうえで、決定します。

区 分	月額（上限）	入学一時金（上限）
大学院	50,000 円	300,000 円
大学・短大 高等学校4年以上 専修学校専門課程	50,000 円	300,000 円
高等学校 高等専門学校3年以下 専修学校高等課程 特別支援学校高等部	国立・公立 17,000 円 私立 25,000 円	国立・公立 50,000 円 私立 50,000 円

- 申 請 下記お問い合わせ先へご連絡いただくか、又はホームページを御確認ください。募集要項は日本財団よりお取り寄せいただくこともできますのでお気軽にお問合せください。御申請は随時受け付けております。

【窓 口】

日本財団 まごころ奨学金 係 電話 03-6229-5111

■ 公益財団法人 日本財団 まごころ奨学金

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

電話 03-6229-5111 FAX 03-6229-5180

E-mail : magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

預保納付金支援事業ホームページ <https://nf-yoho.com/>

(65) 公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)

広島県公安委員会から指定された暴力追放運動を行う法人で、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動	
	弁護士、警察OBなどの暴力追放相談委員が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。 【窓 口】 暴力相談電話 082-228-5050 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～16:00
見舞金の支給	
	暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金を支給しています。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110
暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動	
	国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センターとして、暴力団事務所使用差止請求訴訟を代行するほか、暴力団に対する損害賠償請求訴訟に必要な費用の貸付等を行います。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110

■ **公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)**
 〒730-0011 広島市中区基町 10-3 広島県自治会館 3 階
 事務局電話 082-511-0110 FAX 082-511-0111
 ホームページ <https://www.h-boutui.org/>
暴力追放 広島 検 索

(66) 広島県生活センター（広島県環境県民局消費生活課）

商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等, 消費者からの相談を専門の相談員が受け付け, 消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務（電話又は来所）

悪質商法等に巻き込まれた被害者への情報提供・助言・あっせんを行っています。

【窓 口】

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:00～17:00

※ 来所の場合は, 16:00頃までにお越しください。

名 称	住 所	電 話
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-6111 (消費生活相談専用)

※ 県内の各市町にも消費生活相談窓口があります（P136, 137の一覧を参照）。

（メール相談）

メールでの相談も受け付けています。

ご相談は県ホームページから。



〈市町消費生活相談窓口一覧〉

名 称	住 所	電 話	受付時間（※1）
広島市消費生活センター	〒730-0011 広島市中区基町 6-27 アクア広島センター街 8 階	082-225-3300	火曜日を除く毎日 10:00～19:00
呉市消費生活センター	〒737-8501 呉市中央 4-1-6 呉市役所 1 階	0823-25-3218	月～金曜 8:30～16:30
竹原市消費生活相談室（竹原市, 大崎上島町の住民の相談窓口）	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35 竹原市役所 1 階	0846-22-6965	月～金曜 10:00～16:00
	〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野 6625-1 大崎上島町役場	0846-65-3123	奇数月の第 1 金曜 10:00～15:00
三原市消費生活センター	〒723-8601 三原市港町 3-5-1 三原市役所 3 階	0848-67-6410	月～金曜 9:00～16:00
尾道市消費生活センター	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1 尾道市役所 1 階	0848-37-4848	月～金曜 9:00～17:00
福山市消費生活センター	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 福山市役所 1 階	084-928-1188	月～金曜 8:30～16:30
府中市消費生活センター	〒726-8601 府中市府川町 315 府中市役所本庁舎南棟	0847-43-7106	月・火・木・金曜 10:00～16:00
三次市消費生活センター（市民課市民窓口係）	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市役所東館 1 階	0824-62-6222	月～金曜 (水曜は相談員不在) 9:00～16:00
庄原市消費生活センター	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市役所本庁舎 1 階	0824-73-1228	月～金曜 9:00～16:00

大竹市消費生活センター	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1 大竹市役所 3 階	0827-57-3236	火・金曜 9:00～16:00
東広島市消費生活センター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 東広島市役所北館 1 階	082-421-7189	月～金曜 9:00～16:30
廿日市市消費生活センター	〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1 廿日市市役所 6 階	0829-31-1841	月～金曜 9:00～16:00
安芸高田市消費生活相談窓口	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 安芸高田市役所第 2 庁舎	0826-42-1143	火・木曜 9:30～16:30
江田島市消費生活相談窓口	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1843	月～金曜 9:00～16:00 金曜のみ 15:00 まで
府中町消費生活相談コーナー	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1 府中町役場本庁舎 1 階	082-286-3128	月～金曜 9:00～16:00
海田町消費生活相談窓口	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18 海田町役場 2 階	082-823-9219	木曜 (祝日、年末年始は除く) 9:30～16:00 (12:00～13:00 は休み)
熊野町消費生活相談窓口	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1 熊野町役場 2 階	082-820-5636	月～金曜 10:00～16:00 (相談員は月・水曜のみ)
坂町消費生活相談窓口	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 坂町役場 3 階	082-820-1535	木曜 9:00～16:00
安芸太田町消費生活相談所	〒731-3810 山県郡安芸太田町戸河内 784-1 安芸太田町役場東館 1 階	0826-28-1961	月～金曜 9:00～16:00 (12:00～13:00 は休み)
北広島町消費生活相談室	〒731-1533 山県郡北広島町有田 495-1 北広島町人権・生活総合相談センター 1 階	0826-72-5571	木曜 10:00～16:00
世羅町生活安全相談窓口	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原 123-1 世羅町役場本庁舎 1 階	0847-22-1111	月～金曜 10:00～16:00
神石高原町消費生活相談窓口	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701 神石高原町役場本庁舎 2 階	0847-89-3088	月～金曜 9:00～16:00

※1 祝日、年末年始は除く（広島市消費生活センターについては、祝日も受付可）
12 時～13 時は除く（広島市消費生活センター、福山市消費生活センターについては、
12 時～13 時も受付可）

(67) 社会福祉法人 広島いのちの電話

自殺等の様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見い出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休 24 時間、電話相談に応じます。

【相談専用電話】

広島いのちの電話 082-221-4343 (年中無休 24 時間)

全国共通「自殺予防フリーダイヤルいのちの電話」

毎月 10 日 午前 8 時から翌朝 8 時 (24 時間) 0120-783-556

広島県フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」

毎月 20 日 午前 8 時から午後 8 時 0120-375-568 (広島県内のみ通話可能)

■ 社会福祉法人 広島いのちの電話

〒730-0013 広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMC A 内

事務局電話 082-221-3113 FAX 082-221-6778

ホームページ <https://www.hiroshima-ikiru.org/>

いのちの電話 広島

検索



(68) 年金事務所

国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)を担っている特殊法人です。

相談業務

年金相談に関する問合せ・手続きに応じています。

【電話での相談窓口】

- ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的なお問合せ)

電話 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165
受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

- ※ 月曜日(休日明けの初日)は19:00まで延長
第2土曜日 9:30～16:00

- 予約受付専用電話(来訪相談のご予約)

電話 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6631-7521
受付時間 月～金曜日(平日) 8:30～17:15

- ねんきんネット

年金加入記録の照会、年金見込額の試算、持ち主のわからない記録の検索、電子版「ねんきん定期便」や各種通知書の確認等、年金に関する便利なサービスを御利用いただけます。詳しくは、日本年金機構のホームページを御参照ください。

<p>【来訪での相談・手続き窓口】 県内の年金事務所 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 ※ 月曜日（休日明けの初日）は 19:00 まで延長 第2土曜日 9:30～16:00</p>

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東年金事務所	〒730-8515 広島市中区基町 1-27	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島西年金事務所	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTTコムウェア広島ビル 1階	082-535-1505	西区 佐伯区 大竹市 廿日市区 山県郡
広島南年金事務所	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区 江田島市 安芸郡
福山年金事務所	〒720-8533 福山市旭町 1-6	084-924-2181	福山市
呉年金事務所	〒737-8511 呉市宝町 2-11	0823-22-1691	呉市 東広島市 竹原市
東広島分室	〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル 1階	082-493-6301	
三原年金事務所	〒723-8510 三原市円一町 2-4-2	0848-63-4111	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡
三次年金事務所	〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8	0824-62-3107	三次市 庄原市 安芸高田市
備後府中年年金事務所	〒726-0005 府中市府中町 736-2	0847-41-7421	府中市 神石郡

※ 平成29年2月から、広島市内年金事務所の厚生年金保険・健康保険の資格・保険料納付関係業務を広島東年金事務所に集約しました。

■ 日本年金機構広島東年金事務所（地域代表年金事務所）

〒730-8515 広島市中区基町 1-27

電話 082-228-3131（代） FAX 082-221-3042

ホームページ（日本年金機構） <https://www.nenkin.go.jp/>

来訪相談のご予約 → 予約受付専用電話 0570-05-4890

(69) 全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日より新たに全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立されています。

健康保険の保険者として、健康保険証（被保険者証）の発行、傷病手当金や高額療養費、出産育児一時金等の給付業務、ジェネリック（後発）医療品の使用促進、糖尿病の重症化予防等の医療費適正化事業、また健康診断や保健指導等の保健事業等を行っています。

※ 協会けんぽからのお願い

医療費が高額になる際には、医療機関の窓口で精算できる限度額適用認定証を御利用ください。

限度額適用認定証

入院や通院治療で高額な医療費がかかるとき、「限度額適用認定証」を医療機関等に提出することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

■ **全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部**

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

電話 082-568-1011（代） FAX 082-568-1130

受付時間 平日 8:30～17:15

ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



(70) 税務署

国税庁の下部組織で、内国税の賦課徴収を担当する第一線の行政機関です。

医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

【窓口】

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東税務署	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-19	082-227-1155 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市東区の一部(海田署管内を除く)、広島市南区の一部
広島南税務署	〒734-0003 広島市南区宇品東 6-1-72	082-253-3281 (自動音声でご案内します。)	広島市南区の一部 江田島市
広島西税務署	〒733-8555 広島市西区観音新町 1-17-3	082-234-3110 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市西区
広島北税務署	〒731-0294 広島市安佐北区亀山 2-25-10	082-814-2111 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐南区 広島市安佐北区の一部 (吉田署管内を除く) 山県郡
呉税務署	〒737-8652 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-23-2424 (自動音声でご案内します。)	呉市
竹原税務署	〒725-8686 竹原市中央 3-2-12	0846-22-0485 (自動音声でご案内します。)	竹原市 豊田郡
三原税務署	〒723-8511 三原市宮沖 2-12-1	0848-62-3131 (自動音声でご案内します。)	三原市
尾道税務署	〒722-8505 尾道市古浜町 27-18	0848-22-2131 (自動音声でご案内します。)	尾道市 世羅郡
福山税務署	〒720-8652 福山市三吉町 4-4-8	084-922-1350 (自動音声でご案内します。)	福山市の一部 (府中署管内を除く)
府中税務署	〒726-0002 府中市鶉飼町 555-40	0847-45-2570 (自動音声でご案内します。)	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町 府中市 神石郡
三次税務署	〒728-0013 三次市十日市東 1-13-5	0824-62-2721 (自動音声でご案内します。)	三次市
庄原税務署	〒727-0021 庄原市三日市町 667-5	0824-72-1001 (自動音声でご案内します。)	庄原市
西条税務署	〒739-8615 東広島市西条昭和町 16-8	082-422-2191 (自動音声でご案内します。)	東広島市
廿日市税務署	〒738-8601 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217 (自動音声でご案内します。)	広島市佐伯区 大竹市 廿日市市
海田税務署	〒736-8505 安芸郡海田町大正町 1-13	082-823-2131 (自動音声でご案内します。)	広島市東区のうち馬木町、馬木 1~9丁目、温品町、温品 1~8丁目、上温品 1~4丁目、福田町、福田 1~8丁目、広島市安芸区 安芸郡
吉田税務署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 3604-1	0826-42-0008 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐北区のうち白木町 安芸高田市

■ 広島国税局

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1号館

電話 082-221-9211 (代)

ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

※ 国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

税務署にお電話していただき、自動音声案内に従い「1」番を選択してください。